

第2次交通事業者燃油高騰対策支援金
交付申請チェックシート

第2次交通事業者燃油高騰対策支援金の交付申請には下記の書類が必要です。提出前に申請書の記入漏れや添付漏れがないか、ご確認ください。

■支援金交付申請に必要なもの

1. 交通事業者燃油高騰対策支援金交付申請書
 - ※ 「令和4年度に申請した交通事業者燃油高騰対策支援金」受給口座以外の振込口座を希望される場合は、別途「振込先通帳の写し」を添付)
2. 誓約書
3. 道路運送法第4条に基づく、一般旅客自動車運送事業の許可書・認可証の写し
 - ※ 令和6年2月1日時点での代表者名記載の許可書又は認可証の写しを提出ください。申請者が一般旅客自動車運送事業者であるかどうかを確認します。
4. 対象車両の自動車検査証（車検証）の写し
 - ※ 自家用・事業用の別、乗車定員、所有者（使用者）などを確認します。
 - ※ 電子車検証の場合、自動車検査証記録事項も併せてご提出お願いします。
5. 保管場所標章交付申請書（車庫証明）の写し
 - ※ 対象車両が八女市内に保有されていることを確認します。
6. 申請者の令和5年度所在証明書の写し、又は確定申告書等の写しいずれか
 - ※ 所在証明書の場合市役所本庁税務課、各支所市民生活福祉係で発行。発行費用300円はご負担ください。
 - ※ 確定申告書等の場合、令和4年度分の法人税・地方法人税の申告書（別表一、貸借対照表及び損益計算書）を添付ください。なお、確定申告書の写しは税務署の收受印または税理士の証明印があるもの、電子申告（e-TAX）の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付ください。（申告書の上部に受付日時、受付番号がある場合は不要です。）
7. 道路運送法第5条及び第15条に定める直近の事業計画の写し
 - ※ 申請者の事業所または営業所の所在地や事業にかかる車両保有の認可台数等を確認します。